

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、そ)  
(の翌日)

平成五年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

整理番号	路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
321	志子部船岡線	八頭郡船岡町大字志子部	八頭郡船岡町大字郡家	

323	322	321
智頭用瀬線	大江船岡線	志子部船岡

八頭郡智頭町大字市瀬	八頭郡船岡町大字殿
八頭郡用瀬町大字赤波	

## 鳥取県告示第三百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十四号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第三百五十四号

路線名	区間	(メートル) 敷地の幅員	(メートル) 延長
八頭郡若桜町大字春米字三ツ総ヨリナ カツラガ仙マデ六・四七地先から同郡佐 治村大字柄本字辰巳峠三・八五地先まで	四・二五、五・六四、四九六	四〇、五・五、六〇	四八二号
東伯郡三朝町大字木地山字内札谷一二 四〇一、一地先から同町大字福本字小林 谷一五五〇、一地先まで	五・七四、〇・二二、〇一四	五・六二、〇・二九、九一九	日野郡江府町大字下蚊屋字三平四〇九 一地先から米子市富士見町二丁目一 五二地先まで
伯郡関金町大字山口字西河原其 一大東大河原八三八地先まで	三・四七、〇・二一、四七一	三・四七、〇・二〇	三一三号
倉吉市見日町一七七地先から東 山口字本谷一九四三一三地先まで	一〇・二一、〇五、二七〇	一〇・二一、〇五、二九	変更前
東伯郡関金町大字山口字西河原 其一大東大河原八三八地先から東 山口字本谷一九四三一三地先まで	三・四〇、〇・二六、〇二九	三・四〇、〇・二六、〇二九	変更後

## 鳥取県告示第三百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第三百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

路線名	区間	(メートル) 敷地の幅員	(メートル) 延長
倉吉市金森町八九地先から同市 見日町一七七地先まで	六・四七、〇二、七九五	一〇・二一、〇五、二七〇	八四一二地先まで
東伯郡関金町大字山口字本谷一 九四三一三地先から同町大字関 金宿字上天王九七三一地先ま	三・四〇、〇・二六、〇二九	三・四〇、〇・二六、〇二九	八四一二地先まで
東伯郡関金町大字山口字西河原 其一大東大河原八三八地先から東 山口字本谷一九四三一三地先まで	一〇・二一、〇五、二七〇	一〇・二一、〇五、二九	変更前
東伯郡関金町大字山口字西河原 其一大東大河原八三八地先から東 山口字本谷一九四三一三地先まで	三・四七、〇・二一、四七一	三・四七、〇・二一、四七一	変更後

平成五年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	(敷地の幅員) (メートル)	(延長) (メートル)
志子部船岡線	八頭郡船岡町大字志子部字狸岩六一 一地先から同町大字郡家字大平口二 五〇一七地先まで	四・五 四五 ○五、四九〇・	
大江船岡線	八頭郡船岡町大字大江字朽谷土居八 一八一一地先から同町大字殿字風ヶ 森五六五十六地先まで	五・五 三四 ○六、三九四・	
智頭用瀬線	八頭郡智頭町大字市瀬字嶋崎東九三 三一一地先から同郡用瀬町大字赤波 字セントバ一一八地先まで	五・〇 一〇、五四五	

## 鳥取県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年四月一日から一週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、

路線名	前後別 区間	(敷地の幅員) (メートル)	(延長) (メートル)
倉吉由良線	変更前	倉吉市旭田町七三地先から東 伯郡大栄町大字西園字中浜一 三七一一二地先まで	七・〇 四九・〇 一、一九七
倉吉江北線	変更前	倉吉市宮川町二丁目一三〇一 地先まで	七・〇 四九・〇 一〇、〇九七
巖城上灘線	変更前	倉吉市金森町八九地先から東 伯郡北条町大字江北字河原田 一九三〇一一地先まで	五・〇 三三・〇 七、八一八・
巖城上灘線	変更後	倉吉市巖城字宮の前一二三六 次一地先から同市見日町三九 九地先まで	七・七 二三・〇 二七八・〇
倉吉市巖城字宮の前一二三六 次一地先から同市見日町一七 七地先まで	九地先まで	七・七 三七・〇 六三六・〇	

次のとおり県道の供用を開始するで、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、平成五年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の年月日
志子部船岡線 大江船岡線	八頭郡船岡町大字志子部字狸岩六一 一地先から同町大字郡家字大平口二 五〇一七地先まで	平成五年四月一日
智頭用瀬線	八頭郡船岡町大字大江字朽谷上居八 一八一一地先から同町大字殿字風ヶ 森五六五十六地先まで	